

岐阜県警察訓令第 24 号

各所属長

警察官の服制及び服装に関する規程を次のように定める。

平成 2 年 12 月 17 日

岐阜県警察本部長 遠藤 豊孝

警察官の服制及び服装に関する規程

警察官の服制及び服装に関する規程（昭和 39 年岐阜県警察訓令第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、警察官の服制に関する規則（昭和 31 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）、警察官の服制に関する細則（平成 6 年警察庁訓令第 1 号）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成 2 年警察庁告示第 1 号。以下「告示」という。）その他別に定めるもののほか、岐阜県警察官（以下「警察官」という。）の服制及び服装について必要な事項を定めることを目的とする。

〔平成 7 年県警察訓令第 5 号・本条一部改正〕

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）所属長 警察本部の課長、隊長及び所長、警察学校長並びに警察署長をいう。
- （2）交通機動隊員等 交通機動隊又は高速道路交通警察隊において交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官及び警察署において自動二輪車である交通取締用自動車（以下「白バイ」という。）による警察活動に従事する警察官をいう。
- （3）交通警察官 交通警察活動に従事する警察官（交通機動隊員等を除く。）をいう。
- （4）航空隊員 地域課警察航空隊において航空機による警察活動に従事する警察官をいう。

〔平成 7 年県警察訓令第 5 号、平成 8 年県警察訓令第 2 号、平成 28 年県警察訓令第 24 号・本条一部改正〕

（活動服等の着用範囲）

第 3 条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、制服上衣に代えて活動服を着用するものとする。

- （1）宿日直勤務に従事するとき。
- （2）交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- （3）地域警察勤務に従事するとき。
- （4）留置業務に従事するとき。
- （5）治安警備実施、雑踏警備実施又は前各号に準ずる業務で、所属長が必要があると認めるとき。

2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- （1）鑑識のための作業に従事するとき。
- （2）捜索に従事するとき。
- （3）道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。

- (4) 警察用車両に乗車し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 災害警備実施又は前各号に準ずる業務で、所属長が必要があると認めたとき。
〔平成7年県警察訓令第5号、平成10年県警察訓令第11号・本条全部改正〕
(制服等着用の特例)

第4条 所属長は、警察官に対し、勤務の性質上必要があると認めたときは、出勤、退庁等の場合においても制服、制帽等を着用させることができる。

〔平成7年県警察訓令第5号・旧5条繰上〕
(靴の着用)

第5条 警察官は、短靴を着用するものとする。ただし、雨雪その他特に理由があるときは、この限りでない。

2 警察官は、次の各号に該当する場合は、半長靴を着用するものとする。ただし、所属長が必要があると認めたときは、半長靴以外の靴等を着用させることができる。

- (1) 教練を行うとき。
 - (2) 警備実施その他部隊活動を取るとき。
- 〔平成7年県警察訓令第5号・旧6条繰上〕

(防寒服及び雨衣の制式)

第6条 警察官の防寒服は、規則別表の第1種又は第2種防寒服とする。

2 男性警察官の雨衣は、規則別表の第1種雨衣とし、女性警察官の雨衣は、同表の第1種又は第2種雨衣とする。

〔平成7年県警察訓令第5号・本条追加、平成12年県警察訓令第6号・本条一部改正、平成12年県警察訓令第38号・本条全部改正、平成20年県警察訓令第9号・本条一部改正〕

(防寒服の着用期間)

第7条 防寒服の着用期間は、冬服の着用期間を準用する。ただし、合服の着用期間においても、寒冷のため所属長が必要があると認めたときは着用することができる。

〔平成7年県警察訓令第5号・本条全部改正〕

(礼装)

第8条 警察官は、次の各号に掲げる場合は、礼装をするものとする。ただし、本部長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 表彰式及び公の儀式、招宴等に出席するとき。
- (2) 行幸啓等の警衛に従事するとき。
- (3) その他所属長が儀礼上必要があると認めたとき。

2 警察官は、礼肩章及び飾緒を装着した制服、制帽並びに白手袋を着用して、礼装に代えることができる。

3 第1項各号の行事を主管する所属長は、礼装の斉一を期するため、本部長の承認を受けて礼装着用の範囲等を指定することができる。

〔平成7年県警察訓令第5号・旧9条繰上〕

(特殊被服の着用)

第9条 夏期用防災出動服は、規則第7条に定める特殊被服とする。

2 夏期用防災出動服の着用は、夏服着用期間のほか必要に応じて着用することができる。

〔平成7年県警察訓令第5号・本条全部改正、平成20年県警察訓令第9号・本条全部改正〕

(交通機動隊員等の服制及び服装等)

第10条 交通機動隊員等の服制は、告示別表に定めるもののほか、別表第1のとおりとする。

2 交通機動隊員等は、告示第1条第4項各号に掲げるもののほか、必要があるときは、プロテクター及びマスクを着用し、並びに特殊警棒入れ(特殊警棒を含む。)、小物入れ及び警笛くさを着装することができる。

3 交通機動隊員等は、白バイに乗務するときを除き、高速道路以外の場所においては、乗車用ヘルメットに代えて、あごひもが白色のものに帽子覆いを付けた制帽(以下「交通制帽」という。)を着用することができる。

4 交通機動隊員等が交通乗車服を着用して勤務するときは、制服用ワイシャツ及びネクタイを着用しないことができる。

5 交通乗車服の着用期間は、警察官の制服の着用期間の例による。

[平成7年県警察訓令第5号・旧11条一部改正し繰上、平成20年県警察訓令第9号・本条一部改正、平成26年県警察訓令第4号・本条一部改正]

(交通警察官の服装)

第11条 交通警察官は、ヘルメット、夜光チョッキ及び手袋を着用し、特殊帯革(夜光帯革)、交通腕章及び警笛つりひもを着装するものとする。ただし、室内で勤務する場合は、交通腕章及び警笛つりひものみを着装するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所属長が必要と認めたときは、ヘルメットに代えて、交通制帽を着用することができる。

[平成7年県警察訓令第5号・旧12条一部改正し繰上、平成12年県警察訓令第6号・本条一部改正、平成20年県警察訓令第9号・本条一部改正]

(航空隊員の服制及び服装)

第12条 航空隊員の服制は、別表第2のとおりとする。

2 航空隊員は、航空服、航空隊帽子及び航空靴を着用するほか、必要があるときは、航空ヘルメット、航空手袋、航空防寒服及び冬山用防寒服を着用することができる。

3 航空服及び航空隊帽子の着用期間は、警察官の制服の着用期間の例による。

[平成7年県警察訓令第5号・旧13条一部改正し繰上、平成20年県警察訓令第9号・本条一部改正、平成28年県警察訓令第24号・本条一部改正]

(特別勤務に従事する警察官の服装)

第13条 所属長は、山岳における遭難者の救助、暴力事犯の取締りその他特別の勤務に従事する警察官に対し、特に必要と認める被服又は装備品を着用又は着装させることができる。

[平成7年県警察訓令第5号・旧16条繰上]

(私服の着用)

第14条 所属長は、次の各号に掲げる場合は、私服を着用させることができる。

(1) 犯罪の捜査又は情報の収集に従事するとき。

(2) 街頭等で少年補導に従事するとき。

(3) その他勤務の性質により必要と認めたとき。

[平成7年県警察訓令第5号・旧17条一部改正し繰上]

(受傷事故防止資器材の活用)

第15条 所属長は、警察官が自動車に乗車するとき、及び夜間に勤務するときなどで受傷

事故を防止するため必要があると認めるときは、ヘルメット、夜光チョッキ、防護衣等の受傷事故防止資器材を着用させることができる。

[平成7年県警察訓令第5号・本条追加、平成20年県警察訓令第9号・本条一部改正]
(女性警察官の特例)

第16条 女性警察官は、帯革を着用しないで勤務に従事する場合、所属長が必要と認めるときは、ショルダーバックを携帯することができる。

2 女性警察官の礼装は、第8条第2項の規定によるものとする。

[平成7年県警察訓令第5号・旧18条全部改正し繰上、平成9年県警察訓令第13号、平成12年県警察訓令第6号・本条一部改正、平成20年県警察訓令第9号・本条一部改正]

(記章等の着装)

第17条 署長章、副署長章及び次長章(以下「署長章等」という。)は、別表第3のとおりとする。

2 警察署の署長、副署長及び次長は、制服上衣に署長章等を着装するものとする。ただし、職務上支障がある場合は、この限りではない。

3 所属長は、総務室長及び警務部長と協議の上、制服を着用して勤務する警察官に、必要な記章等を着装させることができる。

[平成27年県警察訓令第8号・本条追加]

附 則

1 この規程は、平成3年1月1日から施行する。

2 警察官の服制及び服装に関する規程(昭和39年岐阜県警察訓令第5号)は廃止する。

3 (経過規定)

第11条各号及びこれらの規定に対応する別表第2の各項の規定は、それぞれこの訓令の施行の際、現に当該各項及び当該別表の各項に掲げる被服並びに装備品の支給を受けている交通機動隊員等並びにこの訓令の施行の日後に当該各号及び当該別表の各項に掲げる被服並びに装備品の支給を受けた交通機動隊員等について適用し、これらの者以外の交通機動隊員等については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年岐阜県警察訓令第5号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年岐阜県警察訓令第2号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年岐阜県警察訓令第13号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年岐阜県警察訓令第11号)

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年岐阜県警察訓令第6号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年岐阜県警察訓令第38号)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年岐阜県警察訓令第9号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年岐阜県警察訓令第4号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年岐阜県警察訓令第 8 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年岐阜県警察訓令第 24 号）

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

※別表及び別図省略